

目 次

第1章 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷.....	4
《第1節 社会福祉の理念と概念》	4
《第2節 社会福祉の歴史の変遷》	6
《第3節 児童の人権・権利と社会福祉》	10
第2章 社会福祉の制度と実施体系	11
《第1節 社会福祉法制の体系》	11
《第2節 社会福祉のサービス実施体系》	15
《第3節 社会福祉の財政と費用負担》	18
《第4節 社会保障等に関する制度の概要》	19
第3章 社会福祉における相談援助	23
《第1節 社会福祉援助技術の基本的枠組み》	23
《第2節 社会福祉援助技術の形態と方法》	24
《第3節 社会福祉援助技術の発展経緯》	26
第4章 社会福祉専門職	29
《第1節 社会福祉従事者の概要》	29
《第2節 社会福祉従事者の専門性と倫理》	32

第5章 社会福祉における利用者の保護にかかわる仕組み	34
《第1節 第三者評価等》	34
《第2節 苦情解決》	35
《第3節 権利擁護》	36
《第4節 情報提供》	37
第6章 社会福祉の動向と課題	39
《第1節 少子高齢化社会への対応》	39
《第2節 在宅福祉・地域福祉の推進》	40
《第3節 ボランティア活動の推進等》	41

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の()には、同じ語句が入ります。

※ 「条文集p00」という表記は、その条文が「条文集(超ダイジェスト版)」の何ページに掲載されているかを示しています。

第1章 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷

《第1節 社会福祉の理念と概念》

1	<p>日本国憲法 第13条（幸福追求権等）</p> <p>すべて国民は、（ A ）として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、（ B ）に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	□ □ □
2	<p>日本国憲法 第14条（平等原則）【抜粋】</p> <p>① すべて国民は、（ A ）の下に平等であって、人種、（ B ）、（ C ）、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>	□ □ □
3	<p>日本国憲法 第25条（生存権等）</p> <p>① すべて国民は、（ A ）で（ B ）な（ C ）を営む権利を有する。</p> <p>② 国は、すべての生活部面について、（ D ）、（ E ）及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	□ □ □
4	<p>最低生活保障についての主な考え方として、（ A ）とシビルミニマムがある。</p> <p>（ A ）は、国家の政策的判断によって保障される国民の最低限度の生活を意味し、シビルミニマムは、一人の市民としての生活という視点から捉えられる最低限度の生活を意味する。</p> <p>現代の社会福祉の制度・政策は、（ A ）の保障を基本に置いて実施されている。</p>	□ □ □
5	<p>（ A ）法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その（ B ）を助長することを目的とする（（ A ）法1条：条文集 p 29）。</p>	□ □ □
6	<p>福祉サービスは、（ A ）の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ（ B ）を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない（社会福祉法3条：条文集 p 8）。</p>	□ □ □

第6章 社会福祉の動向と課題

《第1節 少子高齢化社会への対応》

1	<p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、合計特殊出生率（その年次の（ A ）歳から（ B ）歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数）は、第一次ベビーブーム期（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年）には4を超えていたが、2015（平成27）年は1.45、2016（平成28）年は（ C ）で、人口維持に必要な数値（人口置換水準：おおむね2.1）にはほど遠い数値で推移している。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
2	<p>日本は、欧州諸国に比べて、（ A ）、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が（ B ）ことが指摘されている。家族関係社会支出の対GDP（国内総生産）比をみると、日本は、1.34%（2014（平成26）年度）となっており、日本は、1.34%（2014（平成26）年度）となっており、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べて（ C ）水準となっている（平成29年版「少子化社会対策白書」（内閣府）より）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
3	<p>2015（平成27）年3月29日に、「（ A ）法」に基づく新しい施策の大綱として、「少子化社会対策大綱 ～ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして ～ 」が閣議決定された。</p> <p>同大綱では、「基本的な考え方 ～ 少子化対策は（ B ）に ～ 」として、①結婚や子育てしやすい環境となるよう、（ C ）を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る、②個人が結婚や子供についての（ D ）を実現できる社会をつくることを基本的な目標とする、③結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた（ E ）取組と地域・企業など（ C ）の取組を両輪として、きめ細かく対応することなどがあげられている。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
4	<p>日本は、1970（昭和45）年に、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が7%を超えて「（ A ）社会」となり、1994（平成6）年には高齢化率が14%を超えて「（ B ）社会」となった。2005（平成17）年には、高齢化率が初めて（ C ）%を超え、世界で最も高い水準となった。</p> <p>2016（平成28）年10月1日現在では、高齢化率は27.3%となっている（総務省「人口推計（平成28年10月1日現在）」）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>